規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―四二―三二

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

第二項中「若しくは」を「、」に改め、「拉致問題対策本部事務局長」の下に「若しくはＴＰＰ政府対策本部の国内調整総括官若しくは首席交渉官」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一一―八―三一

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「又は拉致問題対策本部事務局長」を「、拉致問題対策本部事務局長又はＴＰＰ政府対策本部の国内調整総括官若しくは首席交渉官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。